

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 9 月25日
【会社名】	株式会社りそなホールディングス
【英訳名】	Resona Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 南 昌宏
【本店の所在の場所】	東京都江東区木場一丁目 5 番65号
【電話番号】	東京03(6704)3111 (代表)
【事務連絡者氏名】	財務部グループリーダー 相澤 浩康
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区木場一丁目 5 番65号
【電話番号】	東京03(6704)3111 (代表)
【事務連絡者氏名】	財務部グループリーダー 相澤 浩康
【縦覧に供する場所】	株式会社りそなホールディングス大阪本社 (大阪市中央区備後町二丁目 2 番 1 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2025年9月25日開催の経営会議の協議を経て、代表執行役が、当社子会社である株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社関西みらい銀行及び株式会社みなと銀行（以下、4社を総称して「対象会社」）の所定の要件を満たす従業員（以下、「対象従業員」）を対象とした「従業員向け株式給付信託」（以下、「本制度」）の導入に伴い、本制度に関する信託契約（以下、「本信託契約」）を締結し、本信託契約に基づき設定される信託（以下、「本信託」）を通じて、2026年3月末日で終了する事業年度（以下、「対象事業年度」）に係る対象従業員への当社普通株式（以下、「当社株式」）の給付、並びに本信託を割当予定先とする当社株式の処分を決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

（１）銘柄

株式会社りそなホールディングス 普通株式

（２）発行数

処分数 634,000株

注：発行数は、対象事業年度において、本制度に基づく業績達成度合いが最も高い場合（本信託から給付する株式数が最も多くなる場合）を想定した数としています。

（３）発行価格及び資本組入額

（ ）処分価格 1株につき1,540.5円

注：発行価格は、代表執行役の決定を行った日である2025年9月25日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値としています。

（ ）資本組入額 該当事項はありません。

（４）発行価額の総額及び資本組入額の総額

（ ）処分価額の総額 976,677,000円

（ ）資本組入額の総額 該当事項はありません。

（５）株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式です。
なお、単元株式数は100株です。

（６）当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方の人数及びその内訳

株式会社りそな銀行の従業員	1,678名
株式会社埼玉りそな銀行の従業員	472名
株式会社関西みらい銀行の従業員	457名
株式会社みなと銀行の従業員	305名

注：上記人数は、2025年8月1日時点における、本制度の対象従業員数です。

（７）勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等（金融商品取引法施行令第2条の12第1号に規定する

取締役等をいう。）である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係
対象会社は、当社の完全子会社です。

（８）勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

下記（10）から（12）までのとおりです。

(9) 当該株券等が譲渡についての制限がされていない他の株券等と分別して管理される方法

下記(10)のとおり、上記(6)の者に給付されるまでは、当該株券等は、株式会社りそな銀行を受託者、株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者とする信託において他の株券等と分別して管理されます。

(10) 信託の受益権の内容

< 本制度の概要 >

本制度は、対象従業員のインセンティブとして、本信託が当社の株式を取得し、各対象会社で予め定める株式給付規程(以下、「株式給付規程」)に基づき、一定の受益者要件を満たした対象従業員に対し、当社株式を給付するインセンティブ・プランです。

当社は、本制度の導入にあたり、株式給付規程に基づき、将来の給付に必要と見込まれる当社株式を本信託が取得するため、本信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行(信託口)に対し、第三者割当により自己株式の処分を行います。

なお、対象従業員に対しては、当社により組織再編等が行われる場合を除き、当社株式を給付することはありませんので、当該場合を除いて、当社の第25期有価証券報告書の提出前に当社株式を給付することはありません。

< 本制度の対象者 >

株式会社りそな銀行の従業員	1,678名
株式会社埼玉りそな銀行の従業員	472名
株式会社関西みらい銀行の従業員	457名
株式会社みなと銀行の従業員	305名

< 本制度の仕組み >

- ・付与されるポイント数：対象従業員に付与するポイントの数は、対象事業年度における等級及び当社業績の達成度等に応じて、株式給付規程で定める基準に基づき決定されます。
- ・給付される株式数：株式給付規程で定める基準に基づき、付与されるポイント数に相当する当社株式を給付します。
- ・給付条件：対象従業員が、株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託を通じて、当社株式を給付します。ただし、株式給付規程の一定事由に該当する場合は、一部を当社株式の給付に代えて当社株式の時価相当額の金銭を給付します。

< 本信託の概要 >

名称	：従業員向け株式給付信託
委託者	：当社
受託者	：株式会社りそな銀行 株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
受益者	：対象従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	：対象従業員から選定
信託の種類	：金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
本信託契約の締結日	：2025年10月10日(予定)
金銭を信託する日	：2025年10月10日(予定)
信託の期間	：2025年10月10日(予定)から本信託が終了するまで (特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。)

(11) 信託を用いて交付する予定の当該株券等の総数又は総額

634,000株

注：上記(2)の注をご参照ください。

(12) 信託を用いて当該株券等を交付することができる者の範囲

対象従業員のうち、株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

(13) 本割当株式の払込期日

2025年10月10日

(14) 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号